

## 農家の皆様、ご注意ください。 飼料添加物の「硫酸コリスチン」は、 平成30年7月1日以降、使用禁止です！！

コリスチン製剤(動物用医薬品)が第二次選択薬となることは、4月の広報でもお伝えしたところです。飼料添加物の「硫酸コリスチン」は今年7月1日以降使用禁止となります。

農場に含有する飼料がある場合、適切に廃棄しましょう。  
あわせて、バージニアマイシン、デコキネートも、使用禁止となります。

飼料の表示表を確認しましょう！

### 表示票

含有する飼料添加物の名称及び量

硫酸コリスチン 20gカ価/トン

ビタミンA、ビタミンD<sub>3</sub>、ビタミンE、ビタミンB<sub>1</sub>、  
ビタミンB<sub>2</sub>、ビタミンB<sub>6</sub>、……………  
……………

原材料名 等

原材料の区分	配合割合	原材料名
動物質性飼料	72%	脱脂粉乳、……………
その他	28%	植物性油脂、トレハロース、……………

重要です！

確認してください

表示票は、飼料袋に記載  
あるいは、  
伝票に添付されています。

◎平成30年7月1日以降、コリスチンを飼料添加物として含有する飼料を対象家畜に  
給与すると、飼料安全法違反となります。ご注意ください。

岐阜県  
中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1  
TEL : 058-201-0530  
FAX : 058-201-0531

